

福岡県公報

平成二十四年八月二十四日
第三千四百二十三号
増刊
①

目次

規則 (第四十号・第四十一号)

○福岡県温泉法施行細則の一部を改正する規則

(自然環境課) ……………

○福岡県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

(公園街路課) ……………

規則

福岡県温泉法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十四年八月二十四日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第四十号

福岡県温泉法施行細則の一部を改正する規則

福岡県温泉法施行細則(昭和二十七年福岡県規則第五十八号)の一部を次のように改正する。

様式第十八号の添付書類2中「又は外国人登録証明書(写し)」を削る。

附則

この規則は、平成二十四年九月一日から施行する。

福岡県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十四年八月二十四日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第四十一号

福岡県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県都市公園条例施行規則(昭和五十二年福岡県規則第二十七号)の一部を次のよ

うに改正する。

第四条の二から第四条の四までを削る。

第五条から第十一条までを次のように改める。

(公示の場所等)

第五条 条例第十一条の三第一号の規則で定める場所は、県が設置する都市公園(以下

「都市公園」という。)の掲示場とする。

2 知事は、条例第十一条の三に規定する方法により公示を行うとともに、保管工作物

等一覧簿(様式第六号の二)を備え付け、かつ、これを関係者に自由に閲覧させなければならぬ。

(売却の手続)

第六条 条例第十一条の五の規則で定める方法は、競争入札とする。ただし、競争入札

に付しても入札者がいない工作物その他の物件又は施設(以下「工作物等」という。)

その他競争入札に付すことが適当でないと認められる工作物等については、随意契約

により売却することができる。

2 前項本文の規定による競争入札のうち、一般競争入札については福岡県財務規則(

昭和三十九年福岡県規則第二十三号。以下「財務規則」という。)第四百八条第一

項及び第四百九条の規定を、指名競争入札については財務規則第六十条の規定を

それぞれ準用する。

3 第一項ただし書の規定による随意契約については、財務規則第六十三条第一項本

文の規定を準用する。

(返還の手続)

第七条 条例第十一条の六の規定により、返還を受けるべき所有者等に保管した工作物

等又は売却した代金を返還するときは、工作物等返還(申出・受領)書(様式第六号

の三)と引換えに返還するものとする。

(届出)

第八条 条例第十五条各号の届出は、都市公園に係る届出書(様式第七号)によらな

ければならない。

(使用料の納入)

第九条 条例第十二条第一項の使用料は、前納しなければならない。ただし、当該許可

の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の使用料は、毎年度、当該年度分をその年度の初めに納めなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、公園施設の設定又は管理に係る使用料については、知事がやむを得ない事由があると認めるときは、四半期ごとに三分分を前納することができる。

(使用料の不還付)

第十条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その一部又は全部を還付する。

一 使用しようとする者の責めに帰することのできない理由で使用できなくなったとき。

二 使用料を納入した者が、当該使用の開始の日の四日前までに当該許可の取消しを申し出て、知事がこれを認めるとき。

(使用料の減免)

第十一条 条例第十四条の規定に基づき使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書(様式第九号)を知事に提出しなければならない。

2 条例第十四条第二項の規定に基づき減免することができる使用料の総額は、当該公園施設の建設費又は建設資金として寄附を受けた額を超えないものとする。

第十四条を次のように改める。

第十四条 削除

第十六条の次に次の六条を加える。

(公園施設等の供用日時)

第十六条の二 条例別表第二に掲げる公園施設及び条例別表第三に掲げる都市公園の一部を利用に供する日及び時間は、別表第一のとおりとする。

2 指定管理者は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、利用に供する日及び時間を変更し、又は別に定めることができる。

3 前二項の規定にかかわらず、知事が必要と認めた場合は、利用に供する日及び時間を変更することができる。

(利用の申込み及び利用券)

第十六条の三 条例第二条第一項の公園施設を利用しようとする者は、あらかじめ知事の承認を得て指定管理者が別に定める方法により申し込まなければならない。

2 条例第二条第一項の承認を受けた者には、あらかじめ知事の承認を得て指定管理者が別に定める利用券を交付する。

3 前項の利用券の交付を受けた者は、その利用の際当該利用券を提示しなければならない。

(利用料金)

第十六条の四 条例別表第二の六備考三三、十備考九二及び十一備考八二並びに別表第三備考三三の規則で定める障害者とは、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者

二 療育手帳の交付を受けている者

三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)第四十五条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

2 条例別表第二の六備考三三及び十備考九二並びに別表第三備考三三の規則で定める介護者とは、福岡県男女共同参画センター、福岡県人権啓発情報センター及び福岡県総合福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則(平成八年福岡県規則第五十五号)第九条第五号に規定する身体障害者、前項第二号に定める者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和二十五年政令第百五十五号)第六条第三項に規定する一級若しくは二級の精神障害者を介護する者とする。

(割増料金)

第十六条の五 条例別表第二の十三備考二の規則で定める額は、千円以上の額で、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定めた額とする。

第十六条の六 条例別表第二の十三備考三の規則で定める額は、次のとおりとする。

一 超過時間が正午から午後五時までの場合 超過時間一時間につき、条例別表第二の十三に定める午後一時から午後五時までの額の一時間当たりの額

二 超過時間が午後五時から午後九時までの場合 超過時間一時間につき、条例別表第二の十三に定める午後六時から午後九時までの額の一時間当たりの額

2 前項の場合において、超過時間が一時間未満であるときは一時間とし、一時間を超える場合において一時間未満の端数があるときは、当該端数の時間は、一時間として計算する。

(附属設備等料金)

第十六条の七 条例別表第二の一備考三、二備考二、三備考、四備考三、八備考二、十備考十、十一備考九、十二備考五及び十三備考四の規則で定める額は、別表第二のとおりとする。

2 条例別表第二の十一備考六の規則で定める額は、使用する電気の実費に相当する額とする。

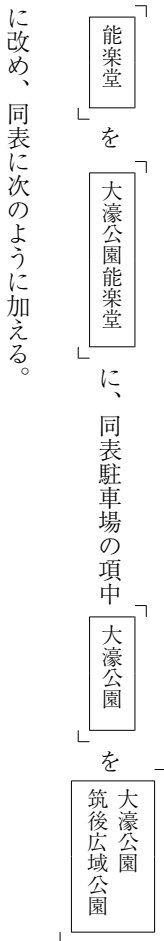
第十七条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 筑後広域公園芸術文化交流施設の設置目的を達成する事業を行うために条例別表第二の十三に掲げる公園施設を利用する場合 条例別表第二の七に掲げる公園施設のうち筑後広域公園の駐車場の利用料金の全額

第十八条第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 条例別表第二の十三に掲げる施設の利用の申込みをした者が、利用の日から一週間前までに当該利用の取消しを申し出た場合 利用料金の五十パーセントに相当する額

別表第一中「(第八条関係)」を「(第十六条の二関係)」に、同表能楽堂の項中



筑後広域公園芸術文化交流施設の本館施設及び別館施設	筑後広域公園	一月四日から十二月二十八日まで	午前九時から午後九時まで
---------------------------	--------	-----------------	--------------

別表第一の備考一中「及び能楽堂」を「、大濠公園能楽堂」に改め、「天神中央公園の」を削り、「並びに筑豊緑地」を「、筑後広域公園の駐車場、筑豊緑地」に、「及びトレーニング室」を「、トレーニング室並びに筑後広域公園芸術文化交流施設の本館施設及び別館施設」に改め、同表備考二中「筑後広域公園の」を削り、同表備考三中「ま」の下に「とし、筑後広域公園の駐車場については、供用時間のうち入車時間を午前八時三十分から午後九時三十分まで」を加える。

別表第二中「(第十四条関係)」を「(第十六条の七関係)」に改め、同表に次のように加える。

音響装置	大交流室	一式・一回	一、六六〇円
	教室・工房三	一式・一回	一、一〇〇円
演台・花台		一式・一回	六六〇円
司会者台		一式・一回	二〇〇円
ダイナミックマイクロホン		一本・一回	三二〇円
ワイヤレスマイクロホン		一本・一回	八八〇円
卓上型マイクスタンド		一本・一回	六〇円
床上型マイクスタンド		一本・一回	六〇円
ビデオプロジェクト		一式・一回	九一〇円
移動式スピーカー		一式・一回	四五〇円
移動式スクリーン		一式・一回	五九〇円
テレビモニター		一式・一回	六六〇円
電気煮	本焼	一式・一回	一、二八〇円
	素焼	一台・一回	四、〇四〇円
		一台・一回	二、五三〇円

別表第二の備考を次のように改める。

備考

- 一 条例別表第二の十二宿泊施設の利用料金には、浴場利用料を含む。
- 二 筑後広域公園芸術文化交流施設の本館施設及び別館施設の附属設備等（電気煮を除く。）の額は、午前九時から正午まで、午後一時から午後五時まで及び午後六時から午後九時までをそれぞれ一回として算定するものとする。

三 筑後広域公園芸術文化交流施設の本館施設及び別館施設の附属設備等を利用
時間を超えて利用するときの額は、一時間ごとにこの表に掲げる額の二十五パ
ーセントに相当する額

様式第六号の二中「(第4条の2関係)」を「(第5条関係)」に改める。

様式第六号の三中「(第4条の4関係)」を「(第7条関係)」に改める。

様式第七号中「(第5条関係)」を「(第8条関係)」に改める。

様式第八号を次のように改める。

様式第8号 別添

様式第九号中「(第10条関係)」を「(第11条関係)」に改める。

附 則

この規則は、福岡県都市公園条例の一部を改正する条例（平成二十四年福岡県条例第
四十五号）の施行の日から施行する。